

伊賀市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則をここに公布する。

令和8年3月12日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市規則第6号

### 伊賀市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、乳児等通園支援事業の認可等について、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）並びに伊賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年伊賀市条例第43号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (認可の申請)

第2条 法第34条の15第2項の規定により、乳児等通園支援事業の認可を受けようとする者は、あらかじめ市長との協議を経て、乳児等通園支援事業認可申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

#### (伊賀市こども未来応援会議の意見の聴取)

第3条 市長は、乳児等通園支援事業の認可をしようとするときは、法第34条の15第4項の規定により、あらかじめ伊賀市こども未来応援会議条例（平成19年伊賀市条例第60号）に規定する伊賀市こども未来応援会議の意見を聴かななければならない。

#### (認可の審査)

第4条 市長は、第2条の申請を受けた場合において、条例に定める基準及び法第34条の15第3項各号に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第4号に掲げる基準に限る。）により、当該申請を審査するものとする。

#### (認可等の通知)

第5条 市長は、前条に定める審査の結果、認可することを決定したときは乳児等通園支援事業認可通知書（様式第2号）により、認可しないことを決定したときは乳児等通

園支援事業不認可通知書（様式第3号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

（認可事項の変更の届出）

第6条 前条の認可を受けた者は、省令第36条の36第3項及び第4項の規定により、認可事項の変更を行う場合は、乳児等通園支援事業認可事項変更届出書（様式第4号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に届け出なければならない。

（乳児等通園支援事業の休止又は廃止）

第7条 法第34条の15第7項の規定により、乳児等通園支援事業を休止し又は廃止しようとする者は、乳児等通園支援事業を休止し又は廃止しようとする日の6月前までに乳児等通園支援事業休止（廃止）承認申請書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認するときは乳児等通園支援事業休止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、承認しないときは乳児等通園支援事業休止（廃止）不承認通知書（様式第7号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の認可等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊賀市乳児等通園支援事業の確認等に関する規則をここに公布する。

令和8年3月12日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市規則第7号

### 伊賀市乳児等通園支援事業の確認等に関する規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、乳児等通園支援事業の確認等について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (確認の申請)

第2条 法第54条の2第2項の規定による確認の申請は、特定乳児等通園支援事業者確認申請書（様式第1号）により行うものとする。

#### (確認の変更の申請)

第3条 法第54条の3において準用する同法第44条の規定による確認の変更の申請は、特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）（様式第2号）により行うものとする。

#### (変更の届出)

第4条 法第54条の3において準用する同法第47条の規定による変更の届出は、特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の減少）（様式第3号）又は特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の変更以外）（様式第4号）により行うものとする。

#### (確認の辞退)

第5条 法第54条の3において準用する同法第48条の規定により、確認を辞退しようとする特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書（様式第5号）により市長に届け出るものとする。

#### (補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市規則第8号

### 伊賀市行政組織規則の一部を改正する規則

伊賀市行政組織規則（平成16年伊賀市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表未来政策部の項中「公共・人づくり推進課 秘書課 広聴広報課」を「行政改革課 秘書広報課」に改め、同表地域力創造部の項中「地域創生課」を「交流政策課」に改め、同表財務部の項中「資産経営課」を「管財課」に改め、同表地域連携部の項中「住民自治推進課」を「地域政策課」に改め、同表人権生活環境部の項中「住民課 市民生活課」を「戸籍住民課 暮らし安全課」に、「廃棄物対策課」を「資源循環推進課」に改める。

第2条第1項の表産業農林部の項を次のように改める。

産業農林部	産業政策課 観光振興課 中心市街地課 農業振興課 未来の山づくり推進課 農村整備課
-------	---

第2条第1項の表建設部の項中「建設管理課」を「建設政策課」に、「住宅課」を「住宅政策課 空き家対策課」に改める。

第2条第2項の表産業農林部の部及び建設部の部を次のように改める。

産業農林部	農業振興課	獣害対策室
建設部	都市計画課	開発指導室

第5条第2項から第5項までの規定中「及び主任」を「、主任、副主任、主事及び技師」に改め、同条第6項中「及び主任」を「、主任、副主任及び主事」に改め、同条第7項中「市長の直轄として」を削る。

第6条中「及び主任」を「、主任、副主任、主事及び技師」に改める。

別表第1 未来政策部の表未来政策課の部政策係の項中「総合政策会議」を「庁議」に、

「(5) 部及び課の庶務に関すること。」を 「(5) 部内の企画及び調整に関すること。」に  
「(6) 部及び課の庶務に関すること。」を 「(6) 部及び課の庶務に関すること。」に

改め、同表公共・人づくり推進課の項、秘書課の項及び広聴広報課の項を次のように改める。

行政改革課	行政改革係	(1) 行政改革に関すること。 (2) 公共の検証に関すること。 (3) 公民連携事業の調整に関すること。 (4) 地方分権に関すること。 (5) 内部統制に関すること。 (6) 課の庶務に関すること。
	資産経営係	(1) 財産に関する各種計画に関すること。 (2) 公共施設最適化に関すること。 (3) 市有財産の有効活用に関すること。
秘書広報課	秘書係	(1) 市長及び副市長の秘書に関すること。 (2) 市長及び副市長の事務引継ぎに関すること。 (3) 市長会に関すること。 (4) 儀式、褒賞及び表彰に関すること。 (5) 市の執行機関又は附属機関の委員及びその他委員等の総括事務に関すること。 (6) 課の庶務に関すること。
	広聴広報係	(1) 広聴に関すること。 (2) 広報に関すること。 (3) 市政への提言制度の運用に関すること。 (4) 広告掲載事業に関すること。

別表第1 総務部の表総務課の部行政係の項を次のように改める。

行政係	(1) 行政組織の運営及び管理に関すること。 (2) 権限の委任その他事務分掌に関すること。 (3) 行政手続に関すること。 (4) 訴訟、調停等に関すること。 (5) 自衛官の募集に関すること。
-----	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>(6) 廃置分合及び境界変更に関すること。</li> <li>(7) 指定管理者制度の総合的な調整に関すること。</li> <li>(8) 情報公開制度の運用に関すること。</li> <li>(9) 個人情報の保護に係る総合調整に関すること。</li> <li>(10) 基幹統計及びその他統計調査に関すること。</li> <li>(11) 統計書の編集及び発行に関すること。</li> <li>(12) 部内の企画及び調整に関すること。</li> <li>(13) 部及び課の庶務に関すること。</li> <li>(14) 他課に属さないこと。</li> </ul>
---

別表第1 総務部の表人事課の部中「人事研修係」を「人事政策係」に改める。

別表第1 地域力創造部の表地域創生課の部を次のように改める。

課名	係名	分掌事務
交流政策課	交流政策係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地方創生施策の総合調整に関すること。</li> <li>(2) 部内の企画及び調整に関すること。</li> <li>(3) 部及び課の庶務に関すること。</li> </ul>
	移住定住係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 移住、定住及び交流に関すること。</li> <li>(2) 地域おこし協力隊に関すること。</li> </ul>

別表第1 地域力創造部の表文化振興課の部中「振興係」を「文化振興係」に改め、同表スポーツ振興課の項を次のように改める。

スポーツ振興課	スポーツ振興係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) スポーツの振興に関すること。</li> <li>(2) 地域スポーツ活動の推進に関すること。</li> <li>(3) 体育施設の管理及び整備に関すること。</li> <li>(4) 学校体育施設の開放に関すること。</li> <li>(5) 課の庶務に関すること。</li> </ul>
---------	---------	---

別表第1 財務部の表資産経営課の部及び財政課の部を次のように改める。

課名	係名	分掌事務
管財課	管財係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公用車に関すること。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 市有財産の損害保険及び自動車損害賠償保険に関すること。</li> <li>(3) 備品台帳の整備及び保管に関すること。</li> <li>(4) 基金、積立金及び出資金の運用に関すること。</li> <li>(5) 土地開発公社に関すること。</li> <li>(6) 普通財産の管理に関すること。</li> <li>(7) 財産台帳の整備及び保管に関すること。</li> <li>(8) 市営駐車場の整備及び管理に関すること。</li> <li>(9) 本庁舎並びにその附帯施設及び附帯設備の維持管理に関すること。</li> <li>(10) 部内の企画及び調整に関すること。</li> <li>(11) 部及び課の庶務に関すること。</li> </ul>
財政課	財政係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 予算の編成、配当及び執行管理に関すること。</li> <li>(2) 財政計画及び資金計画に関すること。</li> <li>(3) 市債及び借入金に関すること。</li> <li>(4) 地方交付税に関すること。</li> <li>(5) 財政事情の作成と公表に関すること。</li> <li>(6) 課の庶務に関すること。</li> </ul>

別表第1 財務部の表課税課の部市民税係の項を次のように改める。

市民税係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市県民税及び森林環境税の賦課及び調定に関すること。</li> <li>(2) 市県民税及び森林環境税の申告相談に関すること。</li> <li>(3) 法人市民税の賦課及び調定に関すること。</li> <li>(4) 軽自動車税の賦課及び調定に関すること。</li> <li>(5) 原動機付自転車の標識の交付に関すること。</li> <li>(6) 市県民税及び森林環境税の証明事務に関する</li> </ul>
------	--

	<p>こと。</p> <p>(7) 所管に係る支所との調整に関すること。</p>
--	--

別表第1 地域連携部の表を次のように改める。

課名	係名	分掌事務
地域政策課	地域政策係	<p>(1) 住民自治推進施策の企画及び全体調整に関すること。</p> <p>(2) 自治会に関すること。</p> <p>(3) 地縁による団体に関すること。</p> <p>(4) 地区市民センターに関すること。</p> <p>(5) 市民活動の支援に関すること。</p> <p>(6) ゆめぼりすセンターに関すること。</p> <p>(7) 支所と本庁及び支所間の調整に関すること。</p> <p>(8) 部内の企画及び調整に関すること。</p> <p>(9) 部及び課の庶務に関すること。</p>
上野支所	地域自治振興係	<p>(1) 管内の地域づくりの推進に関すること。</p> <p>(2) 管内の住民自治協議会、区及び自治会の支援及び連携に関すること。</p> <p>(3) 管内の地縁団体に関すること。</p> <p>(4) 管内の地区市民センターに関すること。</p> <p>(5) 市の政策及び重要な施策の地域への伝達に関すること。</p> <p>(6) 支所の庶務に関すること。</p>
伊賀支所	地域自治振興係	<p>(1) 管内の地域づくりの推進に関すること。</p> <p>(2) 管内の住民自治協議会、区及び自治会の支援及び連携に関すること。</p> <p>(3) 管内の地縁団体に関すること。</p> <p>(4) 管内の地区市民センターに関すること。</p> <p>(5) 市の政策及び重要な施策の地域への伝達に</p>

		<p>関すること。</p> <p>(6) 地域防災活動の支援に関すること。</p> <p>(7) 選挙に関すること。</p> <p>(8) 管内の人権啓発及び人権同和教育に関すること。</p> <p>(9) 地域で行われる他課の業務の支援に関すること。</p> <p>(10) 伊賀支所庁舎並びにその附帯施設及び附帯設備の維持管理に関すること。</p> <p>(11) 柘植財産区に関すること。</p> <p>(12) 市営新堂駅駐車場及び市営柘植駅駐車場に関すること。</p> <p>(13) 支所の庶務に関すること。</p>
	住民福祉係	<p>(1) 歳入金 of 収納に関すること。</p> <p>(2) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に係る届出及び申請に関する窓口業務に関すること。</p> <p>(3) 各種証明書等の交付に関すること。</p> <p>(4) 保険及び福祉に関する諸届及び相談に関すること。</p> <p>(5) 各種行政手続に係る届出及び申請の受付及び相談に関すること。</p> <p>(6) 住居表示に関すること。</p>
島ヶ原支所	地域自治振興・住民福祉係	<p>(1) 管内の地域づくりの推進に関すること。</p> <p>(2) 管内の住民自治協議会、区及び自治会の支援及び連携に関すること。</p> <p>(3) 管内の地縁団体に関すること。</p> <p>(4) 管内の地区市民センターに関すること。</p> <p>(5) 市の政策及び重要な施策の地域への伝達に関すること。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(6) 地域防災活動の支援に関する事。</li> <li>(7) 選挙に関する事。</li> <li>(8) 管内の人権啓発及び人権同和教育に関する事。</li> <li>(9) 歳入金の収納に関する事。</li> <li>(10) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に係る届出及び申請に関する窓口業務に関する事。</li> <li>(11) 各種証明書等の交付に関する事。</li> <li>(12) 保険及び福祉に関する諸届及び相談に関する事。</li> <li>(13) 各種行政手続に係る届出及び申請の受付及び相談に関する事。</li> <li>(14) 地域で行われる他課の業務の支援に関する事。</li> <li>(15) 島ヶ原支所庁舎並びにその附帯施設及び附帯設備の維持管理に関する事。</li> <li>(16) 島ヶ原財産区に関する事。</li> <li>(17) 市営島ヶ原駐車場に関する事。</li> <li>(18) 支所の庶務に関する事。</li> </ul>
阿山支所	地域自治振興係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 管内の地域づくりの推進に関する事。</li> <li>(2) 管内の住民自治協議会、区及び自治会の支援及び連携に関する事。</li> <li>(3) 管内の地縁団体に関する事。</li> <li>(4) 管内の地区市民センターに関する事。</li> <li>(5) 市の政策及び重要な施策の地域への伝達に関する事。</li> <li>(6) 地域防災活動の支援に関する事。</li> <li>(7) 選挙に関する事。</li> <li>(8) 管内の人権啓発及び人権同和教育に関する事。</li> </ul>

		<p>こと。</p> <p>(9) 地域で行われる他課の業務の支援に関する こと。</p> <p>(10) 支所の維持管理に関すること。</p> <p>(11) 支所の庶務に関すること。</p>
	住民福祉 係	<p>(1) 歳入金の収納に関すること。</p> <p>(2) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に係る届 出及び申請に関する窓口業務に関すること。</p> <p>(3) 各種証明書等の交付に関すること。</p> <p>(4) 保険及び福祉に関する諸届及び相談に関す ること。</p> <p>(5) 各種行政手続に係る届出及び申請の受付及 び相談に関すること。</p>
大山田 支所	地域自治 振興係	<p>(1) 管内の地域づくりの推進に関すること。</p> <p>(2) 管内の住民自治協議会、区及び自治会の支 援及び連携に関すること。</p> <p>(3) 管内の地縁団体に関すること。</p> <p>(4) 管内の地区市民センターに関すること。</p> <p>(5) 市の政策及び重要な施策の地域への伝達に 関すること。</p> <p>(6) 地域防災活動の支援に関すること。</p> <p>(7) 選挙に関すること。</p> <p>(8) 管内の人権啓発及び人権同和教育に関する こと。</p> <p>(9) 地域で行われる他課の業務の支援に関する こと。</p> <p>(10) 支所の維持管理に関すること。</p> <p>(11) 大山田財産区に関すること。</p> <p>(12) 支所の庶務に関すること。</p>

	住民福祉 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 歳入金の収納に関する事。</li> <li>(2) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に係る届出及び申請に関する窓口業務に関する事。</li> <li>(3) 各種証明書等の交付に関する事。</li> <li>(4) 保険及び福祉に関する諸届及び相談に関する事。</li> <li>(5) 各種行政手続に係る届出及び申請の受付及び相談に関する事。</li> </ul>
青山支 所	地域自治 振興係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 管内の地域づくりの推進に関する事。</li> <li>(2) 管内の住民自治協議会、区及び自治会の支援及び連携に関する事。</li> <li>(3) 管内の地縁団体に関する事。</li> <li>(4) 管内の地区市民センターに関する事。</li> <li>(5) 市の政策及び重要な施策の地域への伝達に関する事。</li> <li>(6) 地域防災活動の支援に関する事。</li> <li>(7) 選挙に関する事。</li> <li>(8) 管内の人権啓発及び人権同和教育に関する事。</li> <li>(9) 地域で行われる他課の業務の支援に関する事。</li> <li>(10) 青山複合施設に関する事。</li> <li>(11) 支所の庶務に関する事。</li> </ul>
	住民福祉 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 歳入金の収納に関する事。</li> <li>(2) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に係る届出及び申請に関する窓口業務に関する事。</li> <li>(3) 各種証明書等の交付に関する事。</li> <li>(4) 保険及び福祉に関する諸届及び相談に関する事。</li> </ul>

		(5) 各種行政手続に係る届出及び申請の受付及び相談に関する事。
--	--	----------------------------------

別表第1 人権生活環境部の表を次のように改める。

課名	係名	分掌事務
人権政策課	人権平和政策係	(1) 人権施策の企画及び調整に関する事。 (2) 人権施策の推進及び啓発に関する事。 (3) 人権擁護委員に関する事。 (4) 人権に関する調査及び資料収集に関する事。 (5) 平和行政に関する事。 (6) 人権相談に関する事。 (7) 所管に係る支所との調整に関する事。 (8) 部内の企画及び調整に関する事。 (9) 部及び課の庶務に関する事。
	ジェンダー平等係	(1) 男女共同参画施策の企画及び調整に関する事。 (2) 男女共同参画の調査研究に関する事。 (3) 男女共同参画施策の推進に関する事。 (4) 女性法律相談に関する事。
同和課	総務係	(1) 同和施策の計画、調査及び調整に関する事。 (2) 同和施策の推進に関する事。 (3) 住宅新築資金及び福祉資金に関する事。 (4) 各種団体及び協議会に関する事。 (5) 各隣保館、各児童館、いがまち人権センター、ライトピアおおやまだ及び青山文化センターに関する事。 (6) 柘植老人憩いの家に関する事。 (7) 所管に係る支所との調整に関する事。

		(8) 課の庶務に関すること。
多文化 共生課	多文化共 生係	(1) 多文化共生施策の企画及び調整に関するこ と。 (2) 国際化施策の企画及び調整に関すること。 (3) 外国人交流に関すること。 (4) 多文化共生センターに関すること。 (5) ヘイトスピーチの解消に関すること。 (6) 課の庶務に関すること。
戸籍住 民課	戸籍住民 係	(1) 戸籍に関すること。 (2) 住民基本台帳に関すること。 (3) 印鑑登録に関すること。 (4) 埋火葬の許可に関すること。 (5) 特別永住事務に関すること。 (6) 各種証明等の交付に関すること。 (7) 自動車臨時運行許可に関すること。 (8) 破産者、成年後見人等及び犯罪者名簿に関 すること。 (9) まちなかサービスカウンターに関するこ と。 (10) 所管に係る支所との調整に関すること。 (11) おくやみ窓口に関すること。 (12) 課の庶務に関すること。
	マイナン バー係	(1) マイナンバーカード及び公的個人認証に関 すること。 (2) マイナンバーセンターに関すること。
くらし 安全課	くらし安 全係	(1) 市民相談に関すること。 (2) 法律相談等の開催に関すること。 (3) 行政相談委員に関すること。 (4) 交通安全対策に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 放置自転車対策に関すること。</li> <li>(6) 消費生活に関すること。</li> <li>(7) 防犯対策等に関すること。</li> <li>(8) 犯罪被害者等支援に関すること。</li> <li>(9) 墓地に関すること。</li> <li>(10) 改葬の許可に関すること。</li> <li>(11) 狂犬病予防等に関すること。</li> <li>(12) 斎苑に関すること。</li> <li>(13) 空き地の適正な管理に関すること。</li> <li>(14) 所管に係る支所との調整に関すること。</li> <li>(15) 課の庶務に関すること。</li> </ul>
環境政策課	環境政策係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 環境施策の総合企画及び調整に関すること。</li> <li>(2) 環境基本計画に関すること。</li> <li>(3) 地球温暖化対策に関すること。</li> <li>(4) 環境保全の啓発等に関すること。</li> <li>(5) 環境審議会に関すること。</li> <li>(6) 課の庶務に関すること。</li> </ul>
	環境保全係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生活環境の保全に関すること。</li> <li>(2) 環境マネジメントシステムの推進に関すること。</li> <li>(3) 生活環境の測定に関すること。</li> <li>(4) 公害防止関係法令等に基づく届出の受理に関すること。</li> <li>(5) 産業廃棄物に関すること。</li> <li>(6) 環境保全負担金制度の運用に関すること。</li> <li>(7) 環境センターの維持管理に関すること。</li> </ul>
資源循環推進	資源循環推進係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 資源循環推進に係る企画及び調整に関すること。</li> </ul>

課		<p>(2) ごみの減量化、資源化、再生及び再使用に関すること。</p> <p>(3) 一般廃棄物の収集及び処理（さくらリサイクルセンター、浄化センター）に関すること。</p> <p>(4) 一般廃棄物処理業者の許可、指導及び監督に関すること。</p> <p>(5) 不燃物の処理（不燃物処理場）に関すること。</p> <p>(6) 不法投棄の監視及び環境パトロールに関すること。</p> <p>(7) 不法投棄防止に関すること。</p> <p>(8) ごみ減量リサイクル等推進委員会に関すること。</p> <p>(9) 伊賀南部環境衛生組合に関すること。</p> <p>(10) 課の庶務に関すること。</p>
---	--	--

別表第1 健康福祉部の表医療福祉政策課の部を次のように改める。

課名	係名	分掌事務
医療福祉政策課	福祉総務係	<p>(1) 福祉施策及び施策の企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 更生保護に関すること。</p> <p>(3) 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。</p> <p>(4) 社会福祉事業の調整に関すること。</p> <p>(5) 福祉センターに関すること。</p> <p>(6) 地域福祉計画に関すること。</p> <p>(7) 部内の各個別計画との整合に関すること。</p> <p>(8) 戦傷病者、戦没者遺族等援護の事務に関すること。</p> <p>(9) 民生委員・児童委員推薦会及び民生委員協</p>

		<p>議会に関すること。</p> <p>(10) 日本赤十字社伊賀市地区業務に関すること。</p> <p>(11) 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に関すること。</p> <p>(12) 部内の企画及び調整に関すること。</p> <p>(13) 部及び課の庶務に関すること。</p>
	医療政策係	<p>(1) 地域医療施策の企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 応急診療所に関すること。</p>
	福祉監査係	<p>(1) 社会福祉法人の設立認可及び指導監査等に関すること。</p> <p>(2) 地域密着型サービス、居宅介護支援、第1号事業及び介護予防支援事業者の指導監査等に関すること。</p>

別表第1 健康福祉部の表健康推進課の項を次のように改める。

健康推進課	健康推進係	<p>(1) 保健施策の総合的企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 感染症発生等健康危機管理に関すること。</p> <p>(3) 予防接種、感染症等に関すること。</p> <p>(4) 予防接種後健康被害救済制度に関すること。</p> <p>(5) 健康づくりの推進に関すること。</p> <p>(6) 成人保健事業に関すること。</p> <p>(7) 健康増進事業に関すること。</p> <p>(8) 栄養指導事業に関すること。</p> <p>(9) 公衆衛生に関すること。</p> <p>(10) 献血に関すること。</p> <p>(11) 保健センターに関すること。</p>
-------	-------	--

		(12) 保健師活動に関すること。 (13) 課の庶務に関すること。
--	--	---------------------------------------

別表第1 産業農林部の表を次のように改める。

課名	係名	分掌事務
産業政 策課	産業振興 係	(1) 産業施策に関すること。 (2) 商工業施策の企画調整に関すること。 (3) 商工業者の育成に関すること。 (4) 商工会議所、商工会等関係機関団体との連絡調整に関すること。 (5) 大規模商業施設に関すること。 (6) 伊賀サービスエリア（道の駅いが）に関すること。 (7) 阿山交流促進施設（道の駅あやま）に関すること。 (8) 地場産業の振興に関すること。 (9) 伝統的工芸品の振興に関すること。 (10) 伊賀焼伝統産業会館に関すること。 (11) ふるさと応援寄附金に関すること。 (12) その他地域経済の振興に関すること。 (13) 部内の企画及び調整に関すること。 (14) 部及び課の庶務に関すること。
	企業・雇用 支援係	(1) 労働及び勤労者福祉施策の企画調整に関すること。 (2) シルバー人材センターの育成に関すること。 (3) 勤労者の福利及び厚生に関すること。 (4) 中小企業の支援に関すること。 (5) 通信及び計量に関すること。 (6) 雇用の促進に関すること。

		<p>(7) エネルギー産業に関すること。</p> <p>(8) 鉱業法（昭和25年法律第289号）の運用に関すること。</p> <p>(9) 起業家支援に関すること。</p> <p>(10) 産業界、大学等との連携促進に関すること。</p>
	企業誘致 推進係	<p>(1) 企業の誘致活動に関すること。</p> <p>(2) 開発事業者の誘致と調整に関すること。</p>
観光振 興課	観光総務 係	<p>(1) 観光施策の計画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 観光資源の創出、保存及び振興に関すること。</p> <p>(3) 所管観光施設に関すること。</p> <p>(4) 観光統計に関すること。</p> <p>(5) 国、県及び自治体間連携に関すること。</p> <p>(6) 課の庶務に関すること。</p>
	観光誘客 係	<p>(1) DMO形成支援に関すること。</p> <p>(2) 着地型観光の推進に関すること。</p> <p>(3) 外国人観光客の誘客に関すること。</p> <p>(4) 観光案内所に関すること。</p> <p>(5) 観光事業に係る関連団体等との連絡調整に関すること。</p> <p>(6) その他観光事業に関すること。</p>
中心市 街地課	中心市街 地係	<p>(1) 中心市街地の活性化に関すること。</p> <p>(2) 課の庶務に関すること。</p>
農業振 興課	農業政策 係	<p>(1) 農業施策の企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 農漁業関係団体との連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 農地法（昭和27年法律第229号）の許認可に関すること。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 農業経営基盤強化に関する事。</li> <li>(5) 農業振興地域の整備に関する事。</li> <li>(6) 耕作放棄地対策に関する事。</li> <li>(7) 認定農業者・担い手育成支援協議会に関する事。</li> <li>(8) 地域計画及び農地中間管理機構に関する事。</li> <li>(9) 山村振興に関する事。</li> <li>(10) 課の庶務に関する事。</li> </ul>
	農業振興係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 水田及び畑作農業の振興に関する事。</li> <li>(2) 集落営農に関する事。</li> <li>(3) 特産農産物等に関する事。</li> <li>(4) 中山間地域直接支払制度に関する事。</li> <li>(5) 畜産及び園芸振興に関する事。</li> <li>(6) 地産地消、食の安全安心及びグリーンツーリズムに関する事。</li> <li>(7) 農業公園に関する事。</li> <li>(8) 大山田農村環境改善センターに関する事。</li> <li>(9) 環境保全型農業直接支払制度に関する事。</li> <li>(10) 菜の花プロジェクトに関する事。</li> <li>(11) 循環型農業推進施設に関する事。</li> <li>(12) 青蓮寺営農対策に関する事。</li> <li>(13) 農業再生協議会に関する事。</li> <li>(14) 大山田農林業公社及び大山田ファームに関する事。</li> <li>(15) 農畜産業の振興に関する事。</li> </ul>
未来の	山づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 林業施策の企画及び調整に関する事。</li> </ul>

山づくり推進課	推進係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 林業関係団体との連絡調整に関する事。</li> <li>(3) 森林及び林業に関する事。</li> <li>(4) 緑の募金活動に関する事。</li> <li>(5) 森林法（昭和26年法律第249号）に基づく届出に関する事。</li> <li>(6) 森林環境譲与税及びみえ森と緑の県民税事業に関する事。</li> <li>(7) 青山ハーモニー・フォレストに関する事。</li> <li>(8) 課の庶務に関する事。</li> </ul>
農村整備課	施設管理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国土調査に関する事。</li> <li>(2) 農林業用財産の管理及び処分に関する事。</li> <li>(3) 農村生活環境整備で設けられた施設の管理に関する事。</li> <li>(4) 課の庶務に関する事。</li> </ul>
	施設整備係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農業基盤及び農村整備に関する事。</li> <li>(2) 土地改良事業に関する事。</li> <li>(3) 国営造成施設に関する事。</li> <li>(4) 農業水利に関する事。</li> <li>(5) 土地改良団体に関する事。</li> <li>(6) 多面的機能支払交付金に関する事。</li> <li>(7) 治山及び山地災害危険地区に関する事。</li> <li>(8) 地すべり対策に関する事。</li> <li>(9) 林道に関する事。</li> <li>(10) 農林業施設の維持補修に関する事。</li> <li>(11) 農地及び農業用施設、林道等の災害復旧に関する事。</li> </ul>

別表第1 建設部の表建設管理課の部を次のように改める。

課名	係名	分掌事務
建設政 策課	土木管理 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市道の認定、変更及び廃止に関すること。</li> <li>(2) 道路、橋りょう、河川等の計画、台帳整備に関すること。</li> <li>(3) 土木施設の境界確認、敷地占用及び加工に関すること。</li> <li>(4) 法定外公共物に関すること。</li> <li>(5) 公共用財産の用途廃止等に関すること。</li> <li>(6) 調整池の維持管理に関すること。</li> <li>(7) 内水排水対策に関すること。</li> </ul>
	公共基盤 推進係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国又は県が行う事業の調整及び促進に関すること。</li> <li>(2) 期成同盟会等の運営に関すること。</li> <li>(3) 川上ダムとの調整及び促進に関すること。</li> <li>(4) 部内の企画及び調整に関すること。</li> <li>(5) 部及び課の庶務に関すること。</li> </ul>

別表第1 建設部の表都市計画課の部を次のように改める。

都市計 画課	計画管理 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 都市計画の立案及び調査等に関すること。</li> <li>(2) 都市計画の決定及び変更に関すること。</li> <li>(3) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく届出及び調査に関すること。</li> <li>(4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく届出等に関すること。</li> <li>(5) 上野新都市事業に係る調整に関すること。</li> <li>(6) 土地区画整理事業に関すること。</li> <li>(7) 景観行政に関すること。</li> <li>(8) 都市緑化の推進に関すること。</li> <li>(9) 路外駐車場に関すること。</li> </ul>
-----------	-----------	---

		(10) 課の庶務に関すること。
	公園施設 係	(1) 都市公園等の整備計画に関すること。 (2) 都市公園等の整備及び維持管理に関する こと。 (3) 都市公園等の使用及び占用許可等に関する こと。

別表第1 建設部の表建築課の部建築指導審査係の項中

「(8) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく認定に  
関すること。」を

「(8) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく認定に  
関すること。」に

(9) 建築物の耐震化等に関すること。」

改め、同表住宅課の部を次のように改める。

住宅政 策課	住宅政策 係	(1) 市営住宅施策の総合的な企画及び調整に 関すること。 (2) 事業用地の取得、補償及び登記に関するこ と。 (3) 住生活に関する企画及び調整に関するこ と。 (4) 課の庶務に関すること。
	住宅管理 係	(1) 市営住宅の管理運営に関すること。 (2) 市営住宅の使用料の決定及び調定に関す ること。 (3) 市営住宅の使用料の徴収に関すること。
	住宅営繕 係	(1) 市営住宅の建替え及び解体に関すること。 (2) 市営住宅の設計、監理及び営繕に関するこ と。
空き家 対策課	空き家対 策係	(1) 空き家の相談に関すること。 (2) 空き家の措置等に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 空家等対策計画に関する事。</li> <li>(4) 特定空家等対策の推進に関する事。</li> <li>(5) 古民家等再生活用事業に関する事。</li> <li>(6) 課の庶務に関する事。</li> </ul>
--	--	---

別表第1 建設部の表に次のように加える。

空き家 対策課	空き家対 策係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 空き家の相談に関する事。</li> <li>(2) 空き家の措置等に関する事。</li> <li>(3) 空家等対策計画に関する事。</li> <li>(4) 特定空家等対策の推進に関する事。</li> <li>(5) 古民家等再生活用事業に関する事。</li> <li>(6) 課の庶務に関する事。</li> </ul>
------------	------------	--

別表第2 中

「

未来の山づく り推進室	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 林業施策の企画及び調整に関する事。</li> <li>(2) 林業関係団体との連絡調整に関する事。</li> <li>(3) 森林及び林業に関する事。</li> <li>(4) 緑の募金活動に関する事。</li> <li>(5) 森林法（昭和26年法律第249号）に基づく届出に 関する事。</li> <li>(6) 森林環境譲与税及びみえ森と緑の県民税事業に 関する事。</li> <li>(7) 青山ハーモニー・フォレストに関する事。</li> </ul>
企業誘致推進 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 企業の誘致活動に関する事。</li> <li>(2) 開発事業者の誘致と調整に関する事。</li> </ul>

を

」

「

獣害対策室	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 鳥獣害に関する事。</li> <li>(2) 鳥獣害対策協議会に関する事。</li> <li>(3) 狩猟に関する事。</li> </ul>
-------	---

に改め、同

」

表空き家対策室の項を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第9号

伊賀市契約規則の一部を改正する規則

伊賀市契約規則（令和4年伊賀市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第4号中「10万円」を「15万円」に、「20万円」を「30万円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市規則第10号

伊賀市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市職員の職の設置に関する規則（平成16年伊賀市規則第43号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市職員の職名に関する規則

第2条第2号中「農林・土木・建築等の技術を有する職員」を「農林・土木等の技術を有する職員 建築士」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。  
（伊賀市職員の育児休業に伴う任期付職員の任用等に関する規則の一部改正）
- 2 伊賀市職員の育児休業に伴う任期付職員の任用等に関する規則（令和5年伊賀市規則第58号）の一部を次のように改正する。  
第3条中「伊賀市職員の職の設置に関する規則」を「伊賀市職員の職名に関する規則」に改める。

伊賀市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市規則第11号

伊賀市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則  
伊賀市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（平成16年伊賀市規則第46号）  
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則

第1条中「第2条第3号の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し、必要な」  
を「の施行に関し必要な」に改める。

第2条第1号中「他の地方公共団体」を「国又は他の地方公共団体」に改め、同条第3  
号中「他の地方公共団体」を「国又は他の地方公共団体の機関」に改め、同条第9号を同  
条第14号とし、同条第8号の次に次の5号を加える。

- (9) 法第55条第11項の規定により地方公共団体の当局に対し不満を表明し、又は意見を申し出る場合
- (10) 地方公共団体の消防団員又は水防団員としての職を兼ね、消防若しくは水防のために出動する場合
- (11) 庁舎内において赤十字血液センターが実施する献血に協力する場合
- (12) 妊娠中又は出産後1年以内の職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合（妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）
- (13) 妊娠中の職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合（当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間）

第5条を第7条とし、同条の前に次の1条を加える。

(承認の取消し)

第6条 任命権者等は、職務に専念する義務の免除を承認した場合において、その免除の全部又は一部がその者の職務遂行上適当でないと認めるときは、その免除の全部又は一部に係る承認を取り消すことができる。

第4条中「任命権者」を「任命権者等」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「任命権者」を「あらかじめ(原因の発生を予測し難いときは、その発生後速やかに)任命権者又はその委任を受けた者(以下「任命権者等」という。)」に、「職務専念義務免除申請書(様式第1号)」を「市長が別に定める申請書」に改める。

第3条第4項を削り、同条第3項中「任命権者」を「任命権者等」に、「に規定する」を「の規定による」に、「免除をし」を「免除を承認し」に改め、同項を同条第4項とする。

第3条第2項中「前項」を「第1項」に、「及び第2号」を「若しくは第2号」に、「並びに前条第3号」を「又は第2条第3号、第11号若しくは第13号」に、「必要ない」を「、必要ない」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者等は、職務に専念する義務の免除の承認をしようとする場合において、必要があると認めるときは、当該職員に対し、必要な書類を提出させることができる。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(職務に専念する義務の免除の期間及び時間)

第3条 前条各号に掲げるところにより職員が職務に専念する義務を免除される期間又は時間は、当該職員の職務遂行に支障のない限り最少限度の期間又は時間とする。

2 前条第13号に掲げるところにより職員が職務に専念する義務を免除される時間は、正規の勤務時間の始め若しくは終わり又は法令若しくは条例その他の規定に基づき勤務しないことが承認されている時間に連続する時間以外の時間とする。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第12号

伊賀市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則  
伊賀市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年伊賀市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「又は第12号」を「、第12号」に改め、「第14号まで」の次に「、第16号又は第17号」を加え、同条第2項中「第2号から第5号までのいずれか」を「第1号又は第2号」に改める。

別表第1第13号中「別表第2第3号ア」を「第17号ア」に改め、同表に次の4号を加える。

(15) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4
---	--

	<p>第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）又は当該会計年度任用職員と届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者であって、当該子を現に監護するものを含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）</p>
<p>(16) 中学校就学の終期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定める</p>	<p>一の年度において5日（その養育する中学校就学の終期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員に</p>

<p>その子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>あつては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間</p>
<p>(17) 次に掲げる者（ウに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号並びに別表第2第1号及び第2号において「介護者」という。）の介護その他の市長の定める世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>ア 配偶者、父母、子（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者との子を含む。）及び配偶者の父母</p> <p>イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹</p> <p>ウ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で市長の定めるもの</p>	<p>一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間</p>
<p>(18) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若</p>	<p>必要と認められる期間</p>

<p>しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者との子を含む。）及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p>	
--	--

別表第2第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号から第8号までを3号ずつ繰り上げ、第9号中「又は」を「若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは」に改め、同号を第6号とし、第10号を削る。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市会計年度任用職員の級及び号給の決定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第13号

伊賀市会計年度任用職員の級及び号給の決定に関する規則の一部を改正する規則  
伊賀市会計年度任用職員の級及び号給の決定に関する規則（令和2年伊賀市規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

行政職1種	1	3	1	3
-------	---	---	---	---

を

」

「

行政職1種	1	1	1	1
-------	---	---	---	---

に、

」

「

現業職1種	1	11	1	15
-------	---	----	---	----

を

」

「

現業職1種	1	9	1	13
-------	---	---	---	----

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

#### 伊賀市規則第14号

伊賀市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市職員の給与の支給に関する規則（平成16年伊賀市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号を次のように改める。

(2) 年額130万円以上（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上）の恒常的な所得があると見込まれる者

別記様式中「その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額130万円以上である者」を「年額130万円以上（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上）の恒常的な所得があると見込まれる者」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

### 伊賀市規則第15号

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関  
する条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する  
条例施行規則（令和2年伊賀市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第2の2に掲げる職に職員を採用しようとする場合の  
報酬の額は、同表に規定する給料表に対し同表に規定する級及び号給を適用した場合に  
おける給料月額により前項の規定を適用して計算した額とする。

第3条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、別表2の3に掲げる職に職員を採用しようとする場合は、  
別に任命権者が定めるところにより、報酬の額を定める。

別表第1 職別標準基準表行政職Bの項中「、通訳兼納税相談員」を削り、同表行政職C  
の項中「適応指導教室指導員」を「教育支援センター支援員」に改め、「手話通訳兼障がい  
福祉業務員」の次に「、通訳兼納税相談員」を加え、同表行政職Eの項中「言語聴覚士」  
の次に「、保育経営推進員」を加え、同表現業職Bの項中「学校施設営繕業務員」を「営  
繕業務員」に改める。

別表第2 職別号給基準表中

「

行政職A	1	3	1	3
------	---	---	---	---

を

」

「

行政職A	1	1	1	1
------	---	---	---	---

に、

」

「

現業職A	1	11	1	15
------	---	----	---	----

を

」

「

現業職A	1	9	1	13
------	---	---	---	----

に改める。

」

別表第2の次に次の2表を加える。

別表第2の2（第3条関係）

職名	級	号給	適用する給料表
隣保館館長	1	53	短時間勤務会計 年度任用職員行 政職給料表(別表 第4)
隣保館館長兼児童館館長	1	54	
キャリア行政業務員	2	1	
介護保険認定調査員（資格無）、障 害支援区分等認定調査員（資格無）	2	21	
校内教育支援センター支援員	2	26	
介護保険認定調査員（資格有）、障 害支援区分等認定調査員（資格有）、 介護支援専門員、相談支援専門員	2	28	
社会福祉士	2	39	
小学校外国語活動指導助手、学力向 上アドバイザー	2	111	

別表第2の3（第3条関係）

職名
基幹相談支援専門員、医師、市民病院看護師、市民病院准看護師

別表第4短時間勤務会計年度任用職員行政職給料表1級の欄中

183,500		195,800	
184,600	を	196,900	に改める。
195,800		198,100	

別表第5短時間勤務会計年度任用職員現業職給料表1級の欄中

174,700		187,000	
175,800		188,100	
176,900		189,200	
178,000		190,300	
179,100		191,400	
180,200		192,500	
181,300		193,600	
182,400	を	194,700	に改める。
183,500		195,800	
184,600		196,900	
195,800		198,100	
196,900		199,200	
198,100		200,300	
199,200		202,000	
200,300		203,600	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市空家等の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市規則第16号

伊賀市空家等の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市空家等の適正管理に関する条例施行規則（平成28年伊賀市規則第72号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「（空家等対策協議会）」に改める。

第14条を次のように改める。

（特定空家等対策専門委員会）

第14条 条例第16条の委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長を置く。

第14条に次の3項を加える。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

第15条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長を定めない場合にあっては、委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 緊急その他やむを得ない事情があり、委員会の会議を開催することができない場合は、書類の回議をもって委員会の会議に代えることができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

様式第21号中「第15条関係」を「第16条関係」に改める。

様式第22号中「第15条関係」を「第16条関係」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市職員等公益通報条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市規則第17号

伊賀市職員等公益通報条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市職員等公益通報条例施行規則（平成19年伊賀市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（公表）

第7条 条例第14条の規定による公表は、年度ごとに行うものとし、その件数及び概要を公表するものとする。ただし、通報者等が特定できる情報は、公表しないものとする。

2 前項の公表の際には、条例第13条第1項の規定による報告の件数も併せて公表するものとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第18号

伊賀市公印規則の一部を改正する規則

伊賀市公印規則（平成16年伊賀市規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表中「人権生活環境部市民生活課長」を「人権生活環境部くらし安全課長」に、「建設部建設管理課長」を「建設部建設政策課長」に、「人権生活環境部住民課長」を「人権生活環境部戸籍住民課長」に、「人権生活環境部廃棄物対策課長」を「人権生活環境部資源循環推進課長」に、「産業農林部商工労働課長」を「産業農林部産業政策課長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第19号

伊賀市会計規則の一部を改正する規則

伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号）の一部を次のように改正する。

第45条第1項に次の1号を加える。

(10) 行政バスの定期券及び回数券の販売取扱手数料 当該定期券及び回数券の販売に係る収入金

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

地域振興委員会の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第20号

地域振興委員会の設置に関する規則の一部を改正する規則

地域振興委員会の設置に関する規則（平成17年伊賀市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第8条中「住民自治推進課」を「地域政策課」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

島ヶ原会館条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第21号

島ヶ原会館条例施行規則を廃止する規則

島ヶ原会館条例施行規則（平成16年伊賀市規則第220号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市準用河川管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第22号

伊賀市準用河川管理規則の一部を改正する規則

伊賀市準用河川管理規則（平成16年伊賀市規則第196号）の一部を次のように改正する。

第2条中「建設管理課」を「建設政策課」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市立上野総合市民病院の組織及び業務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市規則第23号

伊賀市立上野総合市民病院の組織及び業務分掌規則の一部を改正する規則  
伊賀市立上野総合市民病院の組織及び業務分掌規則(平成30年伊賀市規則第22号)  
の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「及び主任」を「、主任その他必要な職」に改め、同条第2項第4号中「主任」を「第3号に掲げる職以外の職」に改める。

第11条第1項中「及び主任」を「、主任その他必要な職」に改め、同条第2項第5号中「主任」を「前各号に掲げる職以外の職」に改める。

第13条第1項中「及び主任」を「、主任その他必要な職」に改め、同条第2項第5号中「主任」を「前各号に掲げる職以外の職」に改める。

第14条第1号中「外来」の次に「及び化学療法室」を加え、同号ク中「その他外来看護業務」を「その他看護業務」に改める。

第15条第1項中「及び主任」を「、主任その他必要な職」に改め、同条第2項第5号中「主任」を「前各号に掲げる職以外の職」に改める。

第17条第1項中「及び主任」を「、主任その他必要な職」に改め、同条第2項第5号中「主任」を「前各号に掲げる職以外の職」に改める。

第19条第1項中「及び主任」を「、主任その他必要な職」に改め、同条第2項第4号中「主任」を「前3号に掲げる職以外の職」に改める。

別図中「—消化器・肝臓内科」を「

消化器・肝臓内科
呼吸器科

」に、「—救急・外来」を

「

救急・外来
化学療法室

」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第24号

伊賀市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例施行規則の一部を改正する  
規則

伊賀市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例施行規則(平成16年伊賀市規則  
第136号)の一部を次のように改正する。

様式第6号中「市民生活課」を「くらし安全課」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市社会福祉事務所設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第25号

伊賀市社会福祉事務所設置条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市社会福祉事務所設置条例施行規則（平成16年伊賀市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

伊賀分室	
島ヶ原分室	
阿山分室	
大山田分室	
青山分室	

を

」

「

伊賀分室	住民福祉係
島ヶ原分室	地域自治振興・住民福祉係
阿山分室	住民福祉係
大山田分室	住民福祉係
青山分室	住民福祉係

に改める。

」

第4条第2項中「及び主任」を「、主任その他必要な職」に改める。

第5条第9号中「主査及び主任」を「前各号に掲げる職以外の職」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市出納員等設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲森稔尚

伊賀市規則第26号

伊賀市出納員等設置規則の一部を改正する規則

伊賀市出納員等設置規則（平成16年伊賀市規則第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1 未来政策部の項中「広聴広報課」を「秘書広報課」に改め、同表中

「

総務部	総務課
	契約監理課
地域力創造部	地域創生課
	文化振興課
	スポーツ振興課
	公共交通課

を

「

総務部	総務課
地域力創造部	文化振興課
	スポーツ振興課
	公共交通課

に

」

」

改め、同表財務部の項中「資産経営課」を「管財課」に改め、同表地域連携部の項中「住民自治推進課」を「地域政策課」に改め、同表人権生活環境部の項中「住民課」を「戸籍

住民課」に、

「  
市民生活課  
」

を

「  
くらし安全課  
環境政策課  
」

に、「廃棄物対策課」を

「

「資源循環推進課」に改め、同表健康福祉部の項中

「  
生活支援課  
こども政策課  
」

を

」

「生活支援課」に、

保育幼稚園課	課長
介護高齢福祉課	
地域包括支援センター	所長

を

「

保育幼稚園課	課長
介護高齢福祉課	

に改め、同表産業農林部の項を次のように改める。

産業農林部	産業政策課	課長	所管事務に係る現金の収納
	農業振興課		
	未来の山づくり推進課		
	農村整備課		

別表第1建設部の項中「建設管理課」を「建設政策課」に、「住宅課」を「住宅政策課」に改め、同表中「上野図書館」を「中央図書館」に改める。

別表第2未来政策部の項中「広聴広報課」を「秘書広報課」に改め、同表財務部の項中「資産経営課」を「管財課」に改め、同表地域連携部の項中「住民自治推進課」を「地域政策課」に改め、同表人権生活環境部の項中「市民生活課」を「くらし安全課」に、

「廃棄物対策課」を「資源循環推進課」に改め、同表中

環境センター
さくらリサイクルセンター

を

さくらリサイクルセンター
--------------

に改め、同表健康福祉部の項中

「生活支援課  
こども政策課」を「生活支援課」に、

介護高齢福祉課
地域包括支援センター

を

「



に改め、同表建設部の項中「建設管理課」を「建設政策課」に、

「住宅課」を「住宅政策課」に改め、同表中「



を

「



に改める。」

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

軽自動車税環境性能割の減免に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第 27 号

軽自動車税環境性能割の減免に関する規則を廃止する規則

軽自動車税環境性能割の減免に関する規則（令和元年伊賀市規則第 13 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市温泉活用施設の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第 28 号

伊賀市温泉活用施設の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則  
伊賀市温泉活用施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 16 年伊賀市規則第 32 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市規則第29号

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則(平成27年伊賀市規則第19号)の一部を次のように改正する。

題名中「特定地域型保育事業」の次に「等」を加える。

第1条中「特定地域型保育事業」の次に「等」を加える。

第12条を第13条とする。

第11条中「第6条」を「第7条」に改め、同条を第12条とする。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第1項中「第7条」を「第8条」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(乳児等通園支援事業利用料)

第8条 条例第7条に規定する乳児等通園支援事業利用料は、伊賀市乳児等通園支援事業実施要綱(令和8年伊賀市告示第84号)第10条に規定する利用料の額とする。

別表第3中「第8条関係」を「第9条関係」に改め、同表減免する額の欄中「6ヶ月間」を「6月」に、「3ヶ月」を「3月」に改める。

様式第4号中「第8条関係」を「第9条関係」に、「伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則第8条」を「伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則第9条」に改める。

様式第5号中「第8条関係」を「第9条関係」に改める。

様式第6号中「第11条関係」を「第12条関係」に、「伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則第10条」を「伊賀市特定教育・保育

施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則第 11 条」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

ハイトピア伊賀公共公益施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市規則第30号

ハイトピア伊賀公共公益施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

ハイトピア伊賀公共公益施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成24年伊賀市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項の表備考を削り、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定により免除しようとする額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り上げた額とする。

第10条を次のように改める。

（使用料の還付）

第10条 条例第13条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付することができる場合は、次の各号に掲げる場合とし、その額は、当該各号に定める額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）とする。

- (1) 非常災害その他使用者の責めに帰することができない理由により、使用できなくなった場合 全額
- (2) 使用開始日の30日前までに使用の取消しを申し出た場合 全額
- (3) 使用開始日の5日前までに使用の取消しを申し出た場合 半額
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が還付することに相当の理由があると認める場合 市長が認める額

2 前項の規定により使用料の全部又は一部の還付を受けようとする者は、ハイトピア伊賀公共施設使用料還付請求書（様式第6号）により市長に請求しなければならない。

様式第6号中「ハイトピア伊賀公共公益施設の設置及び管理に関する条例施行規則第10条」を「ハイトピア伊賀公共公益施設の設置及び管理に関する条例施行規則第10条第2

項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の様式第6号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

委員会の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市規則第31号

委員会の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則

委員会の委員等の報酬に関する規則（平成16年伊賀市規則第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1 景観審議会委員の項の次に次のように加える。

空家等対策協議会委員	日額	6,000円
特定空家等対策専門委員会委員	日額	6,000円

別表第2 行政経営アドバイザーの項の次に次のように加える。

生涯学習アドバイザー	日額	6,000円
------------	----	--------

別表第2 保育所嘱託医の項中「年額」を「基本額（年額）」に改め、「（園）」を削り、「在籍児童数」を「、在籍児童数」に改め、「以内の額」を削り、同表保育所嘱託歯科医の項中「（園）」及び「以内の額」を削り、「得た額」の次に「に診察回数に乗じて得た額」を加える。

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

### 伊賀市規則第33号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成28年伊賀市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第19条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、その者が昇任したときにあつては、その者の在級期間の年数にかかわらず、在級期間に係る要件は、満たしているものとみなす。

第30条第3項中「乗じて得た数（1月未満の端数）」を「乗じて得た数（1未満の端数）」に改める。

別表第1級別職務分類表の表中

「

職種の級	職務の名称
------	-------

を

」

「

職種の級	職務の内容
1級	主事、技師の職務
2級	副主任の職務

に改め、同表6級の

」

項中「浄化センター所長」を「さくらリサイクルセンター所長」に、「未来の山づくり推進室長、企業誘致推進室長」を「獣害対策室長」に、「空き家対策室長」を「副署長、分署長」に改め、「看護師長」の次に「、化学療法室長、病院医療調整官」を加え、「学校施設室長」を「農業委員会事務局次長」に、「、保育所長及び分署長」を「及び保育所長」に改め、同表7級の項中「防災危機対策局長、」を削り、「消防長」の次に「、消防理事」を加える。

別表第2 初任給基準表ア 行政職給料表初任給基準表の表中

「

職種	学歴免許等	初任給
----	-------	-----

を

」

「

職種	学歴免許等	初任給
社会福祉士、建築士	大学卒	1級25号給
	短大卒	1級15号給
	高校卒	1級5号給

に改める。

」

別表第6 在級期間表行政職給料表在級期間表の備考第1項中「中級若しくは」を「試験の区分により別表第2ア行政職給料表初任給基準表の適用を受ける職員のうち、中級若しくは」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

#### 伊賀市規則第34号

伊賀市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市消防職員委員会に関する規則（平成16年伊賀市規則第206号）の一部を次のように改正する。

第4条中「12人」を「、13人」に改める。

第9条中「毎年度の前半に1回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、」を「毎年度1回以上」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

予防課	地域防災課	通信指令課	管理課	消防救助課	救急課	東分署	東分署
阿山出張所	東分署大山田出張所	南分署	南分署丸山出張所	西分署	西分署島ヶ原出張所		

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲森稔尚

### 伊賀市規則第35号

伊賀市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市消防本部の組織等に関する規則（平成16年伊賀市規則第205号）の一部を次のように改正する。

第2条の表通信指令課の項中「第1係 第2係」を「指令第1係 指令第2係」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

（消防理事）

第3条の2 消防長が必要と認めるときは、本部に消防理事を置くことができる。

2 消防理事は、消防司令長以上の階級にある者をもって充てる。

3 消防理事は、消防長の命を受けて、重要施策の推進等を担任する。

第6条第1項中「第2条第1項」を「第2条」に改め、同条第3項中「定める」を「規定する」に、「及び主任」を「主任、副主任及び主事」に改め、同条第4項中「消防副士長」の次に「副主任及び主事は消防士長、消防副士長又は消防士」を加える。

別表予防課の部各係共通の項中「(3) 火災統計に関すること。」を

「(3) 火災統計に関すること。

(4) 火災に関する警報等の発令に関すること。 に改め、同部査察指導係の項を次のよ

(5) 火災予防条例に関すること。 」

うに改める。

査察指導係	(1) 防火対象物の査察及び違反処理に関すること。 (2) 査察計画及び技術に関すること。 (3) 違反是正に関すること。
-------	---

	(4) 防火管理に関すること。 (5) 防火対象物点検結果報告制度に関する こと。 (6) 防災管理点検報告に関すること。
--	--

別表地域防災課の項中「(10) 災害・安全対策（消防水利含む。）に係る計画及び実施に関すること。」を「(10) 消防水利の整備に関すること。」に改め、同表通信指令課の項中「第1係及び第2係」を「指令第1係及び指令第2係」に、

「(6) 火災警報発令に関すること。

(7) 緊急告知システムに関すること。 を

(8) 伊賀市・名張市消防通信指令事務協議会に関すること。」

「(6) 緊急告知システムに関すること。

に改める。

(7) 伊賀市・名張市消防通信指令事務協議会に関すること。」

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市市税等収納事務の委託に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市規則第36号

伊賀市市税等収納事務の委託に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市市税等収納事務の委託に関する規則（平成22年伊賀市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「私人に」を削る。

第2条第1号中「個人の市県民税（普通徴収に限る。）、森林環境税（普通徴収に限る。）、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税及び国民健康保険税（普通徴収に限る。）」を「伊賀市市税条例（平成16年伊賀市条例第109号）第3条に規定する市税及び伊賀市国民健康保険条例（平成16年伊賀市条例第162号）第9条に規定する国民健康保険税」に改め、同条第2号中「市税等収納事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第3条第1号中「他人」を「人」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「市税等収納事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に、「（以下「納税通知書」という。）、督促状及び口座振替不能通知書」を「及びその他の市税等の収納に関する書類（以下「納税通知書等」という。）」に、「納税通知書」を「納税通知書等」に、「当該納税通知書による市税等」を「市税等」に改め、同項第2号中「納税通知書」を「納税通知書等」に改め、同条第5号中「市税等収納事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第2項中「市税等収納事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に、「納税通知書、督促状及び口座振替不能通知書」を「納税通知書等」に改める。

第5条から第7条までの規定中「市税等収納事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第8条の見出しを「（補則）」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

#### 伊賀市規則第37号

伊賀市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市予算の編成及び執行に関する規則（平成16年伊賀市規則第73号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「10万円」を「15万円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市規則第38号

### 伊賀市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊賀市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和8年伊賀市条例第1号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者)

第2条 条例に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(自己啓発等休業の承認の申請手続)

第3条 自己啓発等休業をしようとする職員は、自己啓発等休業承認申請書(様式第1号)及び自己啓発等休業計画書(様式第2号)により、自己啓発等休業を始めようとする日の3月前までに任命権者に申請しなければならない。

2 任命権者は、前項の規定による申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して、その内容を確認することができる書類の提出を求めることができる。

3 任命権者は、第1項の規定による申請があったときは、その可否について、自己啓発等休業承認（不承認）決定通知書（様式第3号）により当該申請をした職員に通知するものとする。

(公務運営の支障及び公務に関する能力の向上に係る判断)

第4条 任命権者は、条例第2条の規定により公務運営に係る支障の有無を判断するに当たっては、自己啓発等休業の申請に係る期間について、当該申請をした職員の業務の内容、業務量等を考慮した上で、業務分担の変更、職員の配置換えその他当該業務に対応するための措置等を総合的に勘案して判断するものとする。

2 任命権者は、条例第2条の規定により公務に関する能力の向上に資するか否かを判断

するに当たっては、大学等課程の履修又は国際貢献活動において身に付ける知識及び経験を職務復帰後の公務に還元することにより、公務能率及び市民サービスの向上に寄与すると認められるか等を総合的に勘案して判断するものとする。

(自己啓発等休業の承認の基準)

第5条 任命権者は、自己啓発等休業の承認をする場合は、次に掲げる事項を考慮するものとする。

- (1) 自己啓発等休業をしようとする期間の初日前1年間において、病気休暇又は地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項各号に掲げる事由に該当する休職により6月以上職務に従事しない期間がないこと。
- (2) 自己啓発等休業をしようとする期間の初日前2年間において、勤務成績が良好であること。
- (3) 職員として引き続き在職した期間において、以前に自己啓発等休業を承認されたことがあるときは、以前の自己啓発等休業から職務に復帰した日から再度自己啓発等休業をしようとする期間の初日までの間において、おおむね5年程度の期間（職務に従事している期間に限る。）が経過していること。
- (4) 大学等課程の履修のための自己啓発等休業の場合にあつては、職務復帰後おおむね5年程度の在職期間が見込まれ、かつ、当該自己啓発等休業の承認の申請をした職員が職務復帰後に継続して勤務する意思があること。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、申請をした職員が同項第3号に掲げる基準を満たさない場合において、当該職員が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、同号の基準を満たすものとみなすことができる。

- (1) 大学院の修士課程修了後に博士課程を履修する場合
- (2) 前回の自己啓発等休業が疾病等のやむを得ない事由により法第26条の5第5項の規定に基づき承認を取り消された職員が、再度同じ大学等の課程を履修しようとする場合

(大学等課程の履修の成果を上げるために特に必要な場合)

第6条 条例第3条第1号の規則で定める場合は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院の課程（同法第104条第7項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であつて、その修業年限が2年を超え、かつ、3年を超

えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

(自己啓発等休業の期間の延長の申請手続)

第7条 第3条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

(自己啓発等休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第8条 条例第7条第2項の規則で定める特別の事情は、自己啓発等休業の期間の延長の申請時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該自己啓発等休業の期間の再度の延長をしなければ、当該自己啓発等休業の目的を効果的に達成することができないこととなったこととする。

(報告)

第9条 条例第9条第1項の規定による報告は、自己啓発等休業状況(成果)報告書(様式第4号。以下この条において「報告書」という。)により行うものとする。

2 前項の報告のほか、自己啓発等休業をしている職員は、大学等課程の履修の場合にあつては1学期ごとに1回(学期の定めのない場合にあつては、6月ごとに1回)、国際貢献活動の場合にあつては6月ごとに1回、大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況及び生活の状況について、報告書により、任命権者に報告をするものとする。

3 前2項の報告のほか、自己啓発等休業の期間が満了し、職務に復帰した職員は、自己啓発等の成果を証明できる書類を添えて、報告書により、任命権者に報告をしなければならない。

4 第3条第2項の規定は、前3項の報告について準用する。

(職務復帰)

第10条 自己啓発等休業の期間が満了したとき、又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(自己啓発等休業に係る人事異動通知書の交付)

第11条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、人事異動通知書を交付しなければならない。

- (1) 職員の自己啓発等休業を承認する場合
- (2) 職員の自己啓発等休業の期間の延長を承認する場合
- (3) 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合

(職務復帰後における号給の調整日)

第12条 条例第10条の職員の昇給を行う日として規則で定める日とは、職員の初任給、昇

格、昇給等の基準に関する規則（平成28年伊賀市規則第28号）第27条に規定する昇給日をいう。

（退職手当の取扱い）

第13条 条例第11条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によって当該自己啓発等休業の期間の満了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして当該自己啓発等休業期間の初日の前日（条例第7条の規定により自己啓発等休業の期間が延長された場合にあっては、延長された自己啓発等休業の期間の初日の前日）までに、任命権者の承認を受けていること。
- (2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けていないこと。
- (3) 自己啓発等休業の期間の満了の日又は自己啓発等休業の承認が取り消された日の翌日から起算した職員としての在職期間（伊賀市職員の退職手当に関する条例（平成16年伊賀市条例第64号。以下「退職手当条例」という。）第10条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。）が5年に達するまでの期間中に退職したものでないこと。ただし、退職手当条例第5条第2項に規定する通勤による傷病（以下「通勤による傷病」という。）により退職した場合又は退職手当条例第6条第1項に規定する公務上の傷病（以下「公務上の傷病」という。）若しくは死亡により退職した場合は、この限りでない。

2 前項第3号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- (1) 法第28条第2項の規定による休職の期間（通勤による傷病又は公務上の傷病により同項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間を除く。）
- (2) 法第29条の規定による停職の期間
- (3) 法第55条の2第1項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間
- (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をした期間
- (5) 自己啓発等休業をした期間
- (6) 法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業をした期間

(7) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして任命権者が定める期間  
(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(伊賀市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

2 伊賀市職員の育児休業等に関する規則（平成16年伊賀市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「又は第7号」を「及び第7号から第9号までのいずれか」に改める。

(伊賀市職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

3 伊賀市職員の給与の支給に関する規則（平成16年伊賀市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、同項第5号中「地方公務員法」を「法」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 自己啓発等休業（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

第6条第2項中「介護休暇をし」の次に「、自己啓発等休業をし」を加える。

(伊賀市職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

4 伊賀市職員の通勤手当に関する規則（平成16年伊賀市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項第3号及び第10条の4第2項中「育児休業をし」の次に「、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし」を加える。

(伊賀市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

5 伊賀市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成16年伊賀市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第1条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 自己啓発等休業職員（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている職員をいう。）

第5条第2項第4号中「配偶者同行休業をしている職員」を「第1条第7号又は第8号に掲げる職員」に改める。

第7条第2号中「又は第8号」を「から第9号まで」に改める。

第11条第2項第1号中「第5号まで」の次に「、第7号及び第8号のいずれか」を加え、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

伊賀市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市規則第39号

### 伊賀市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市火災予防条例施行規則（平成16年伊賀市規則第211号）の一部を次のように改正する。

第22条の次に次の4条を加える。

（林野火災注意報及び林野火災警報の発令基準）

第23条 条例第29条の8に規定する林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」という。）は、前3日の合計降水量が1ミリメートル以下で、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下であるときに発令するものとする。

2 条例第29条の9に規定する林野火災の予防を目的とした火災に関する警報（以下「林野火災警報」という。）は、前項の林野火災注意報の発令条件に加え、次の各号のいずれかに該当する場合に発令するものとする。

(1) 乾燥注意報及び強風注意報が発令されたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、消防長が火災予防上危険であると認めたとき。

（林野火災注意報及び林野火災警報の発令対象期間）

第24条 林野火災注意報及び林野火災警報の発令対象期間は、1月から5月までとする。

（林野火災注意報及び林野火災警報の解除基準）

第25条 林野火災注意報及び林野火災警報は、午前5時頃の気象概況の通報に加え、当日の天気予報が晴れであったにもかかわらず降水又は降雪があった場合等、第23条に規定する発令基準に該当しなくなった場合に解除することができる。

（指定区域）

第26条 条例第29条の9に規定する市長が指定する区域は、森林又は森林の周囲おおむね1キロメートルの範囲内とする。

様式第5号中 「給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備  
ヒートポンプ冷暖房機」を

「給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備  
一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機」に改める。

附 則

この規則は、令和8年3月31日から施行する。

伊賀市職員管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲森稔尚

伊賀市規則第40号

伊賀市職員管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市職員管理職手当の支給に関する規則（平成16年伊賀市規則第65号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

組織等	職	支給月額
市長部局	参与、部長	85,000円
	理事	78,000円
	次長、監	69,000円
	参事	59,000円
	課長、支所長、所長（保育所長を除く。）、室長	55,000円
	副参事、保育所長	39,000円
会計管理者部局	会計管理者	78,000円
	室長	55,000円
	副参事	39,000円
総合市民病院	院長	152,000円
	副院長（診療部門）	122,000円
	副院長（事務部門）、看護部長	85,000円
	副看護部長、事務部長、次長	69,000円
	課長、看護師長、化学療法室長、病院医療調整官	55,000円

	副参事	39,000円
消防本部	消防長	85,000円
	消防理事	78,000円
	消防次長	69,000円
	参事	59,000円
	副署長、課長、分署長	55,000円
	副参事	39,000円
議会事務局	事務局長	69,000円
	課長	55,000円
	副参事	39,000円
教育委員会事務局及び教育機関	事務局長	85,000円
	次長、監	69,000円
	課長、所長	55,000円
	幼稚園長	48,000円
	副参事	39,000円
監査委員事務局	事務局長	69,000円
	副参事	39,000円
農業委員会事務局	事務局長	69,000円
	次長	55,000円
	副参事	39,000円

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市管理職員の特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲森稔尚

伊賀市規則第41号

伊賀市管理職員の特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市管理職員の特別勤務手当に関する規則（平成16年伊賀市規則第66号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

組織等	職	第17条の3第3項 第1号の支給額	第17条の3第3項 第2号の支給額
市長部局	参与、部長	8,000円	4,000円
	理事	8,000円	4,000円
	次長、監	8,000円	4,000円
	参事	8,000円	4,000円
	課長、支所長、所長（保育所 長を除く。）、室長	6,000円	3,000円
	副参事、保育所長	6,000円	3,000円
会計管理者部局	会計管理者	8,000円	4,000円
	室長	6,000円	3,000円
	副参事	6,000円	3,000円
総合市民病院	院長	12,000円	6,000円
	副院長（診療部門）	10,000円	5,000円
	副院長（事務部門）、看護部 長	8,000円	4,000円
	副看護部長、事務部長、次長	8,000円	4,000円

	課長、看護師長、化学療法室長、病院医療調整官	6,000円	3,000円
	副参事	6,000円	3,000円
消防本部	消防長	8,000円	4,000円
	消防理事	8,000円	4,000円
	消防次長	8,000円	4,000円
	参事	8,000円	4,000円
	副署長、課長、分署長	6,000円	3,000円
	副参事	6,000円	3,000円
議会事務局	事務局長	8,000円	4,000円
	課長	6,000円	3,000円
	副参事	6,000円	3,000円
教育委員会事務局及び教育機関	事務局長	8,000円	4,000円
	次長、監	8,000円	4,000円
	課長、所長	6,000円	3,000円
	幼稚園長	6,000円	3,000円
	副参事	6,000円	3,000円
監査委員事務局	事務局長	8,000円	4,000円
	副参事	6,000円	3,000円
農業委員会事務局	事務局長	8,000円	4,000円
	次長	6,000円	3,000円
	副参事	6,000円	3,000円

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市地区市民センターにおける各種証明書の交付に係る取次事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

#### 伊賀市規則第42号

伊賀市地区市民センターにおける各種証明書の交付に係る取次事務に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市地区市民センターにおける各種証明書の交付に係る取次事務に関する規則（平成16年伊賀市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第4条中「住民課」を「戸籍住民課」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第1条関係）

上野西部地区市民センター	三田地区市民センター	依那古地区市民センター	比自岐地区市民センター	柘植地区市民センター	壬生野地区市民センター	鞆田地区市民センター	玉瀧地区市民センター	丸柱地区市民センター	布引地区市民センター	阿波地区市民センター	上津地区市民センター
--------------	------------	-------------	-------------	------------	-------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第43号

伊賀市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市保育所条例施行規則（平成16年伊賀市規則第107号）の一部を次のように改正する。

別表第1 伊賀市立壬生野保育園の項利用定員の欄中「70人」を「67人」に改め、同表伊賀市立島ヶ原保育所の項利用定員の欄中「60人」を「50人」に改め、同表伊賀市立あやま保育所の項利用定員の欄中「140人」を「133人」に改め、同表伊賀市立さくら保育園の項利用定員の欄中「190人」を「180人」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市公共施設最適化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第44号

伊賀市公共施設最適化基金条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市公共施設最適化基金条例施行規則(平成30年伊賀市規則第62号)の一部を次のように改正する。

第5条中「資産経営課」を「管財課」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市環境保全負担金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市規則第45号

### 伊賀市環境保全負担金条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市環境保全負担金条例施行規則（平成16年伊賀市規則第133号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「受入れ若しくは処理」を「搬入」に、「自区域内処理施策方針」を「自区域内での処理施策方針」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 条例第3条による搬入期間は、原則として排出事業者が自区域内での処理又はそれに準ずる処理の実施に要する計画期間を限度とし、その計画期間が搬入を開始する日の属する年度から起算して10年を超える場合は、10年間を限度とする。ただし、更なる期間を要すると市長が認めた場合は、この限りでない。

第4条第1項中「一般廃棄物搬入（新規・継続・変更）事前協議書（様式第1号。以下「協議書」という。）」を「一般廃棄物搬入事前協議書（新規）（様式第1号）」に改め、同条第2項第3号中「限る」の次に「。以下同じ」を加え、同項第4号を次のように改める。

(4) 自区域内での処理施策方針（搬入期間を明記したもの）及び搬入量の削減に向けた取組計画書

第4条第5項中「協議終了後」を「搬入期間中に」に改め、「場合は」の次に「、一般廃棄物搬入事前協議書（数量変更）（様式第3号）を市長に提出し」を加え、同条に次の2項を加える。

6 自区域内での処理又はそれに準ずる処理の実施に要する計画期間に更なる期間を要する場合は、一般廃棄物搬入事前協議書（継続）（様式第4号）を市長に提出し、再度協議しなければならない。この場合においては、第2項の規定を準用する。

7 前2項の場合においては、第3項及び第4項の規定を準用する。

第5条第1項中「様式第3号」を「様式第5号」に改め、「。）」の次に「により協定」

を加え、同条第2項中「協定の日の属する年度の末日を超えることはできない」を「当該協定に定めるものとし、搬入期間が満了する日の属する年度を含め10年間を限度とする」に改める。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条第1項中「条例第4条第2項」を「条例第4条第2項及び第3項」に改め、同条第2項第2号中「受入承認」を「搬入承認」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「様式第7号」を「様式第11号」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項中「様式第6号」を「様式第10号」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項中「様式第4号」を「様式第8号」に改め、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「次の」を「次の」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「様式第5号」を「様式第9号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を削り、同項第5号を同項第3号とし、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の通知書は、毎年度提出しなければならない。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(搬入数量届出書)

第6条 搬入期間が複数年にわたる協定書を締結した排出事業者は、2年目以降毎年度、一般廃棄物搬入数量届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 自区域内での処理施策方針の進捗状況がわかる書類及び搬入量の削減に向けた取組実施報告書

(2) 搬入する一般廃棄物が焼却灰等の場合は、分析証明書

3 市長は、第1項の届出内容を確認し、一般廃棄物搬入数量届出内容確認済通知書（様式第7号）により当該排出事業者に通知するものとする。

様式第1号から様式第8号までを次のように改める。

【様式第1号】

【様式第2号】

【様式第3号】

【様式第4号】

【様式第5号】

【様式第6号】

【様式第7号】

【様式第8号】

様式第8号の次に次の3様式を加える。

【様式第9号】

【様式第10号】

【様式第11号】

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。